

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区情報システムの管理運営に関する規則(67)	1
令和4年度における江東区職員及び江東区会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則(68)	4

◎告 示

保管自転車の処分について（令和4年8月上旬）(264)	5
環境学習情報館の臨時休館について(265)	5
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(267)	5
居宅介護支援事業所の指定について(273)	5

◎告 示（教）

令和4年第8回江東区教育委員会定例会の招集(14)	6
令和4年第9回江東区教育委員会定例会の招集(15)	6

◎告 示（選）

選挙人名簿からの抹消(23)	7
選挙権を有する者の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(24)	7

◎告 示（監）

令和4年度第1回定期財務監査の結果について(11)	7
---------------------------------	---

規

則

江東区情報システムの管理運営に関する規則を公布する。

令和4年9月1日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第67号

江東区情報システムの管理運営に関する規則

江東区電子計算組織管理運営に関する規則（平成10年12月江東区規則第59号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）	
第2章 住民情報系システムの管理運営（第5条—第11条）	
第3章 個別システムの管理運営（第12条—第18条）	
第4章 端末装置の管理運用（第19条—第23条）	
第5章 雑則（第24条）	
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、江東区（以下「区」という。）における情報システムの管理運営に関し必要な事項を定めることにより、情報システムの適正かつ効率的な利用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 区が管理する電子計算機、ネットワーク及び電磁的記録媒体並びにプログラム等で構成された集合体をいう。
- (2) 住民情報系システム 政策経営部情報システム課（以下「情報システム課」という。）が管理運営する情報システムのうち、住民情報を取り扱うものをいう。
- (3) 庁内情報系システム 情報システム課が管理運営する情報システムのうち、庁内情報を取り扱うものをいう。
- (4) 個別システム 住民情報系システム及び庁内情報系システム以外の情報システムをいう。

- (5) 個別システム管理者 個別システムを設置している課の課長をいう。
- (6) 情報処理 情報システムを利用して、事務の全部又は一部を処理することをいう。
- (7) 端末装置 情報システムと直接又は通信回線により接続され、データの入出力機能を有する機器をいう。
- (8) 端末管理責任者 端末装置を設置している課の課長をいう。
- (9) 課 江東区組織規則（昭和 48 年 5 月江東区規則第 19 号）第 7 条第 1 項に規定する課及び室、同条第 2 項に規定する新型コロナウイルスワクチン接種推進室、同規則別表に規定する江東区男女共同参画推進センター、江東区役所豊洲特別出張所、江東区清掃事務所、江東区保健所処務規程（昭和 50 年 4 月江東区訓令甲第 38 号）第 4 条に規定する保健相談所、江東区教育委員会事務局処務規則（昭和 40 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）第 2 条に規定する課及び室、江東図書館、深川図書館、選挙管理委員会事務局、監査事務局並びに区議会事務局をいう。
- (10) 課長 前号に規定する課の長（会計管理室にあつては会計管理室次長、区議会事務局にあつては区議会事務局次長）をいう。
- (11) 主管課 情報処理の対象となる事務を所掌する課をいう。
- (12) 主管課長 主管課の課長をいう。
- (13) 電磁的記録媒体 電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録が格納されている媒体をいう。
- (14) 入出力帳票 情報処理に必要な帳票類をいう。
- (15) データ 情報システム、入出力帳票又は電磁的記録媒体に記録されている情報をいう。
- (16) アカウント情報 情報システムを利用する際に必要となる ID、パスワード等の情報をいう。

（情報システムの管理運営）

- 第 3 条 情報システム課長は、住民情報系システム及び庁内情報系システムを適正に管理運営しなければならない。
- 2 個別システム管理者は、個別システムを適正に管理運営しなければならない。
- 3 情報システム課長及び個別システム管理者は、所管する情報システムの電源の投入及び切断並びに他システムとの接続及び切離しについて、

誤作動、未終了等がないよう適切な措置を講じなければならない。

- 4 庁内情報系システムの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

（情報セキュリティ対策等）

第 4 条 情報システム課長及び主管課長は、情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等に当たっては、この規則、江東区個人情報保護条例及び別に定める基準の規定を遵守し、情報システムの適正かつ効率的な利用及び個人情報等の保護のために、必要な措置をとらなければならない。

- 2 情報システムを利用しようとする者は、当該情報システムの利用に当たっては、この規則、江東区個人情報保護条例及び別に定める基準の規定を遵守し、情報システムの適正かつ効率的な利用及び個人情報等の保護に努めなければならない。

第 2 章 住民情報系システムの管理運営
（住民情報系システムの管理運営）

第 5 条 情報システム課長は、住民情報系システムに障害があったときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

- 2 情報システム課長は、住民情報系システムを適正に保守するため、必要な措置をとらなければならない。

- 3 情報システム課長は、住民情報系システムの適正な管理及び効率的な運用を図るため、各主管課長に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

（住民情報系システムの使用）

第 6 条 住民情報系システムは、その設置目的に従い、事務処理の適正及び効率性の観点から適切な範囲で使用するものとする。

- 2 住民情報系システムの使用は、主管課長が指名した者が行うものとする。

（住民情報系システムの使用制限）

第 7 条 住民情報系システムは、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り利用することができる。

- (1) 住民情報系システムを使用する者の教育及び指導を実施するとき。
- (2) 住民情報系システムの保守のため情報システム課長が必要と認めるとき。

（住民情報系システムに係る電磁的記録媒体の管理）

第 8 条 情報システム課長は、住民情報系システムに係る電磁的記録媒体を適正に管理すると

もに、情報の漏えい、滅失及び毀損を防止しなければならない。

- 2 主管課長は、住民情報系システムに係る電磁的記録媒体の授受、搬送及び保管を適正に行わなければならない。
- 3 主管課長は、住民情報系システムに係る電磁的記録媒体に記録するデータの保存期間を定め、当該期間の経過後、速やかに当該データを抹消するものとする。

(住民情報系システムに係る入出力伝票の管理)

第9条 主管課長は、住民情報系システムに係る入出力帳票の保存期間を定め、当該期間の経過後、速やかに当該入出力帳票を廃棄するものとする。

(住民情報系システムによる情報管理)

第10条 住民情報系システムによる情報処理の内容は、主管課長が定める。

- 2 主管課長は、他の課が所管するデータを利用する情報処理を行おうとする場合は、その利用について当該他の課の課長の承認を得なければならない。

(運用スケジュール等)

第11条 情報システム課長は、住民情報系システムにより処理すべき事務について、運用スケジュール及び実績表を作成しなければならない。

- 2 情報システム課長は、前項の運用スケジュールの作成に当たっては、主管課長から、あらかじめ必要な資料等の提供を受けるものとする。
- 3 第1項の規定による作成の手続その他必要な事項については、別に定める。

第3章 個別システムの管理運営

(個別システムの管理運営)

第12条 個別システム管理者は、個別システムに障害があったときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

- 2 個別システム管理者は、個別システムを適正に保守するため、必要な措置をとらなければならない。

(個別システムの使用)

第13条 個別システムは、その設置目的に従い、事務処理の適正及び効率性の観点から適切な範囲で使用するものとする。

- 2 個別システムの使用は、個別システム管理者が指名した者が行う。

(個別システムの使用制限)

第14条 個別システムは、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り利用することができる。

- (1) 個別システムを使用する者の教育及び指導を実施するとき。

- (2) 個別システムの保守のため個別システム管理者が必要と認めるとき。

(個別システムに係る電磁的記録媒体の管理)

第15条 個別システム管理者は、個別システムに係る電磁的記録媒体を適正に管理するとともに、情報の漏えい、滅失及び毀損を防止しなければならない。

- 2 個別システム管理者は、個別システムに係る電磁的記録媒体の授受、搬送及び保管を適正に行わなければならない。

- 3 個別システム管理者は、個別システムに係る電磁的記録媒体に記録するデータの保存期間を定め、当該期間の経過後、速やかに当該データを抹消するものとする。

(個別システムに係る入出力帳票の管理)

第16条 個別システム管理者は、個別システムに係る入出力帳票の保存期間を定め、当該期間の経過後、速やかに当該入出力帳票を廃棄するものとする。

(個別システム開発計画)

第17条 主管課長は、所管する事務について、新たに個別システムを開発し、又は導入しようとするときは、当該主管課長の責任において、個別システム開発計画を定め、適正に導入を行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該主管課長は、情報システム課長の指定する日までに、翌年度以後に開発又は導入しようとする個別システムについて、情報システム課長へ報告を行うものとする。

- 3 個別システム管理者は、情報システム課長の指定する日までに、翌年度以後に変更又は廃止を計画する個別システムについて、情報システム課長へ報告を行うものとする。

(個人情報利用状況の報告)

第18条 情報システム課長は、個別システムにより処理する個人情報の利用状況について、個別システム管理者に報告を求めることができる。

第4章 端末装置の管理運用

(端末装置の管理運用)

第19条 端末管理責任者は、端末装置及び当該端末装置に係る電磁的記録媒体を厳重かつ適正に管理し、その適正な運用を行うため必要な措置をとらなければならない。

- 2 端末管理責任者は、端末装置に障害があったときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

らない。

- 3 端末管理責任者は、端末装置を適正に保守するため、必要な措置をとらなければならない。

(端末装置の機能制限)

第 20 条 端末管理責任者は、端末装置の設置目的に応じて、その機能を適切に制限しなければならない。

(端末装置の使用制限)

第 21 条 端末装置は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用することができる。

- (1) 所掌事務を執行するとき。
- (2) 端末装置を使用する者（以下「端末使用者」という。）の教育及び指導を実施するとき。
- (3) 端末装置の保守のため端末管理責任者が必要と認めるとき。

(アカウント情報の管理)

第 22 条 住民情報系システムのアカウント情報は、端末装置を設置している課及び係ごとに、情報システム課長が作成及び配付する。

2 個別システムのアカウント情報は、端末装置を設置している課及び係ごとに、個別システム管理者が作成及び配付する。

3 端末管理責任者及び端末使用者は、アカウント情報を適正に管理しなければならない。

4 端末使用者は、アカウント情報を使用しようとするときは、端末管理責任者の許可を得なければならない。

(端末使用者に対する教育及び指導)

第 23 条 端末管理責任者は、端末装置の使用について、端末使用者に対し適切な教育及び指導を実施しなければならない。

2 前項の場合において、情報システム課長は、必要と認めるときは、端末使用者に対し適切な指導又は助言を行うことができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 4 年度における江東区職員及び江東区会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和 4 年度における江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 10 年 3 月江東区規則第 32 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「9 月 30 日」とあるのは「11 月 30 日」とし、江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 3 号）第 22 条第 1 項の規定の適用については、同項中「9 月 30 日」とあるのは「11 月 30 日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 4 年度における江東区職員及び江東区会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

令和 4 年 9 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 68 号

告 示

◎江東区告示第264号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年8月18日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第265号

江東区環境学習情報館条例（平成18年12月江東区条例第54号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

令和4年8月19日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 休館する施設

名 称	位 置
江東区環境学習情報館	江東区潮見一丁目29番7号

2 休館日

令和4年9月4日（日）

3 理由

電気設備点検のため

◎江東区告示第267号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和4年8月23日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
ウィズダム	江 東 区	令和4年4月	認可外

アカデミー 有明豊洲校	有明一 丁目6 番30 号	1日	保育施設
----------------	------------------------	----	------

◎江東区告示第273号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年9月5日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 介護保険事業所番号

1370806844

2 事業所の名称及び所在地

サンライフケア砂町

東京都江東区北砂六丁目22番4号サンフ
ローラハイツ1階

3 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社サンライフ

東京都江東区東陽五丁目5番2号

代表取締役 上月 伸一

4 指定年月日

令和4年9月1日

5 サービスの種類

居宅介護支援

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 14 号

下記により、令和 4 年第 8 回江東区教育委員会
定例会を招集する。

令和 4 年 8 月 23 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 4 年 8 月 26 日 (金)
午前 10 時
- 2 場所 江東区教育センター (大研修室)
- 3 報告事項
 - (1) 令和 5 年度新 1・7 年生の学校選択制度の
取り扱いについて ほか
- 4 協議事項
 - (1) 通学区域の変更について ほか

日程第 6 議案第 30 号

及び学校薬剤師の
公務災害補償に関
する条例の一部を
改正する条例

江東区立幼稚園教
育職員の期末手当
に関する規則の一
部を改正する規則

日程第 7 議案第 31 号

江東区立幼稚園教
育職員の勤勉手当
に関する規則の一
部を改正する規則

4 報告事項

- (1) 令和 3 年度江東区の図書館 (事業概要) に
ついて ほか

◎江東区教育委員会告示第 15 号

下記により、令和 4 年第 9 回江東区教育委員会
定例会を招集する。

令和 4 年 8 月 30 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 4 年 9 月 2 日 (金)
午後 2 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター
内)
- 3 議題

日程第 1	議案第 25 号	令和 3 年度江東区 一般会計歳入歳出 決算
日程第 2	議案第 26 号	令和 4 年度江東区 一般会計補正予算 (第 3 号)
日程第 3	議案第 27 号	江東区立幼稚園教 育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関 する条例の一部を 改正する条例
日程第 4	議案第 28 号	江東区立幼稚園教 育職員の給与に関 する条例の一部を 改正する条例
日程第 5	議案第 29 号	江東区立学校の学 校医、学校歯科医

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり5名を抹消した。

令和4年9月1日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 541
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
137, 838
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
71, 171

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和4年度第1回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、中嶋委員及び白岩委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和4年8月15日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	中 嶋 雅 樹
同	白 岩 忠 夫

〔別紙〕

- 令和4年度第1回定期財務監査報告書
- 第1 監査の範囲
- 1 監査の対象施設
- (1) 男女共同参画推進センター
- (2) 清掃事務所
- (3) 教育センター
- (4) 江東図書館
- 2 監査の対象事項
- 令和3年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について
- 3 監査の実施期日
- 令和4年5月10日（火）から同月20日（金）まで（4日間）
- 第2 監査の手続
- 施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。
- なお、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）について重点監査項目として監査を実施した。
- 第3 監査の結果
- 監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。
- なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

